

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 土壤汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成30年3月30日・東京都条例第37号

1 概要

(1) 改正理由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）の施行に伴い、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認等に関する手数料に係る規定を設ける必要がある。

(2) 改正内容

条例別表に、汚染土壌処理業の譲渡等に係る手数料を次のとおり定める。

ア 汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料	120,000 円
イ 汚染土壌処理業に係る法人の合併等承認申請手数料	120,000 円
ウ 汚染土壌処理業相続承認申請手数料	120,000 円

2 施行日

平成30年4月1日

3 問合せ先

環境局環境改善部化学物質対策課

直通 03-5388-3473

内線 42-375